

石川県公報

令和5年1月27日

第13577号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	1
○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	2
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	4
○県道の区域の変更 (同)	4
○一般国道の供用の開始 (同)	4
○県道の供用の開始 (同)	5
公 告	
○入札公告 (デジタル推進課)	5
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (同)	6
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同)	7
○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	7
○基本測量実施公告 (監理課)	9
○公共測量実施公告 (同)	9
○公共測量実施公告 (同)	9
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	9
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	10
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	10

告 示

石川県告示第31号

母体保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、令和5年1月27日次のとおり指定した。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

指 定 番 号	氏 名
第1212号	高尾千恵子

石川県告示第32号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

- 保安林予定森林の所在場所
白山市釜谷ワ15、16の1、17、19の2、19の5、22の2、23の1、25、31の1、31の2、31の7、31の12、カ1、3、4、ヨ23の3、タ9の2、9の5、チ17から23まで
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第33号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

輪島市 (次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

輪島市 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	輪島市久手川町土田82番1地先から 輪島市久手川町土田83番2地先まで	旧	76.62～79.62 14.4	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	76.62～79.62 14.4	

石川県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
長浦中島線	七尾市中島町瀬嵐ナ150番10地先から 七尾市中島町瀬嵐ナ150番16地先まで	旧	4.56～9.09 72.8	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	9.09～19.18 72.8	
	七尾市中島町長浦ヲ11番1地先から 七尾市中島町長浦甲66番地先まで	旧	4.96～26.54 184.3	
		新	7.60～32.26 184.3	
輪島富来線	輪島市別所谷町式六部32番1地先から 輪島市別所谷町式六部100番1地先まで	旧	5.78～15.06 61.2	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.27～16.15 61.2	
	輪島市別所谷町式七部11番1地先から 輪島市別所谷町式七部4番地先まで	旧	5.80～17.36 101.3	
		新	8.90～24.44 101.3	

石川県告示第36号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市久手川町土田82番1地先から 輪島市久手川町土田83番2地先まで	令和5年1月27日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第37号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和5年1月27日から同年2月10日まで縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
長浦中島線	七尾市中島町瀬嵐ナ150番10地先から 七尾市中島町瀬嵐ナ150番16地先まで	令和5年1月27日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
輪島富来線	輪島市別所谷町式六部32番1地先から 輪島市別所谷町式六部100番1地先まで 輪島市別所谷町式七部11番1地先から 輪島市別所谷町式七部4番地先まで	令和5年1月27日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

PC管理システム更改に係る機器等の借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札仕様書による。

(3) 借上期間

令和5年3月28日から令和10年3月27日まで

(4) 設置場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1319

- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
- (3) 入札書の交付期間
令和5年1月27日(金)から同月31日(火)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで
- 4 入札の日時及び場所
令和5年2月3日(金)午前10時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎1001会議室(入札後、即時開札する。)
- 5 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 6 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和5年1月30日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
深田の池地区	老朽ため池整備事業 (防災対策型)	県営土地改良事業計画書の写し	志賀町 農林水産課

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めた

ので、その関係書類を令和5年1月30日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
園地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	小松市経済環境部 農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和5年1月30日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
下吉谷地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	白山市産業部 農業振興課
宇留地地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	穴水町 地域整備課

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

(3) 契約期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 令和2年4月1日から令和5年1月27日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業

体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方（アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等）

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 F A X 番号 076-258-4291

(2) 交付期間

令和5年1月27日（金）から同年2月8日（水）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和5年2月17日（金）午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、提出期限内必着とする。）。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、令和5年2月下旬（予定）に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問は、4(1)の提出場所において、令和5年2月8日（水）午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問

は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

- (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (時空間変位確定測量)	令和5年2月1日から 終了を通知するまで	石川県全域

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用地測量)	令和5年1月11日から 同年9月15日まで	かほく市高松 地先

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (2級基準点測量)	令和5年1月10日から 同月31日まで	能美市徳山町～小松市上八里町 地内

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画地区計画の決定 (金沢市北陽台1丁目地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画下水道（臨海処理区）	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年1月27日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市外日角ニ97番9	幅員 6.01m 延長 35.13m	かほく市木津ハ41番地2 株式会社気谷	令和5年1月16日